

## 清瀬市とサントリー食品インターナショナル株式会社及び サントリーホールディングス株式会社との連携と協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）とサントリー食品インターナショナル株式会社（以下「乙」という。）及びサントリーホールディングス株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおりペットボトルリサイクル実施に関しての連携と協力に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定書は、甲より排出される使用済みペットボトルを乙及び丙との緊密な連携と協力により、「ボトル to ボトルリサイクル」による安定的なペットボトルとしてのリサイクルを実施することで、再資源化を促進するための課題に適切に対応し、住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進及び持続可能な循環型社会の実現に寄与することを目的とする。

### 第2条（連携協力事項）

1. 甲乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
  - (1) ペットボトルの水平リサイクルに係る市民等への普及啓発に関する事項。
  - (2) 甲及び乙が取り組むペットボトルの水平リサイクルの枠組みの提供事項。
  - (3) その他、ペットボトルの水平リサイクル推進事項。
2. 乙丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲と連携し、協力する。
  - (1) 前項(1)号に定める広報により、乙が、住民から回収したペットボトルの回収状況を甲へ報告。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙丙別途協議の上、決定する。
  - (2) その他住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙丙にて合意した事項。

### 第3条（使用済みペットボトルリサイクル）

1. 甲は甲において排出・回収された使用済みペットボトルの全量を第5条に定める単価により丙が指定するリサイクル業者（以下、「本リサイクル業者」という。）に対して、売り渡すこととする。なお、単価を除く売買条件の詳細は、別途甲と本リサイクル業者間にて締結する売買基本契約書に定め、疑義が生じた場合は別途協議の上、決定する。
2. 丙は、本リサイクル業者が前項において甲が売り渡す使用済みペットボトルの全量を買受けるよう最大限の努力をし、疑義が生じた場合は別途協議の上、決定する。
3. 丙は、本リサイクル業者が前項に基づき、甲より買受けた使用済みペットボトルの全量を使用して、ペレット又はプリフォームを使用せしめるものとする。
4. 乙は、前項に基づき製造されたものと同重量以上のペレット又はプリフォームを、本リサイクル業者より買受け、ペットボトルの製造に使用するものとする。
5. 乙は、前項に基づき製造されたペットボトルを乙又は乙グループ会社が製造・販売する製品容器として使用するものとする。

#### 第4条（使用済みペットボトルの取引）

丙が次の事項に該当した場合は確実に飲料用ボトル用途のペレット又はプリフォームに再生することが可能なりサイクル業者を速やかに再指定する。

- （1） 指定したリサイクル業者が設備トラブルにより甲が売り渡す使用済みペットボトルの全部又は一部について受け入れが困難又は不能となった場合。
- （2） 指定したリサイクル業者が需給変動等の要素により、甲が売り渡す使用済みペットボトルの全部又は一部について受け入れが困難又は不能となった場合。
- （3） その他、甲が売り渡す使用済みペットボトルの全部又は一部について受け入れが困難又は不能となった場合。

#### 第5条（使用済みペットボトルの単価）

第3条第1項に基づき甲が本リサイクル業者に対し売り渡す使用済みペットボトルの単価は、日本容器包装リサイクル協会での、東京都内各自治体における直近5年間のペットボトル平均落札単価を参考として、毎年3月末までに甲乙協議の上、決定する。また、当該年度の4月1日から3月31日まで適用するものとする。

ただし、経済状況・市政状況の影響により日本容器包装リサイクル協会の東京都における使用済みペットボトル落札単価が0円/kg以下となった場合については、第3条第1項に基づき甲が本リサイクル業者に対し売り渡す使用済みペットボトルの単価は1円/kgを下回らないものとする。

#### 第6条（本協定書の見直し）

甲又は乙丙のいずれかから、本協定書の内容の変更を申し出があったときは、甲及び乙丙は、その都度協議し、甲及び乙丙の書面による合意により、本協定書を変更するものとする。

#### 第7条（疑義の決定）

本協定書に定めのない事項又は本協定書に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙丙での協議により定めるものとする。

#### 第8条（権利義務の譲渡等の禁止）

甲及び乙丙は、本協定書から生じる他の当事者に対する権利若しくは義務の全部若しくは一部又は本協定書上の地位の全部若しくは一部を譲渡し、貸与し、また担保の用に供してはならない。

#### 第9条（秘密保持）

甲乙丙は、本協定を通じて知り得た相手方の運営秘密等については、相手方の事前承諾なく、第三者に開示・漏洩してはならず、本協定の目的以外に使用してはならない。なお、本条の定めは本協定終了後も有効に存続するものとする。

## 第10条（有効期間）

本協定書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年（2024）3月31日までとする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに、甲、乙丙いずれからも相手方に対する書面による解約の申し入れや別段の意思表示がないかぎり、同一条件で満1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第11条（解除）

乙及び丙は、甲が本リサイクル業者に対し売り渡す使用済みペットボトルのうち一定量以上の品質「ボトル to ボトルリサイクル」に適さず、本協定に基づく取引を継続することが困難であると判断した場合、本協定を解除することができる。ただし、該当解除に当たっては、甲の使用済みペットボトル取引先を他に確保するにあたって十分な期間を設ける。

## 第12条（協議等）

本協定書に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙それぞれが誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

## 第13条（準拠法）

本協定書の準拠法は、日本法とする。

本協定書の締結を証するため、本書3通または本電磁的記録を作成し、甲乙丙それぞれ署名押印又は電子署名を施した上、各自本書1通又は電磁的記録を保有する。

令和4年7月4日

甲 東京都清瀬市中里5丁目842番地  
清瀬市  
市長 澁谷 桂司

乙 東京都港区芝浦三丁目1番1号田町ステーションタワーN  
サントリー食品インターナショナル株式会社  
執行役員 ジャパン事業本部 生産・SCM本部  
SCM部長 日置 宗孝

丙 東京都港区台場二丁目3番3号  
サントリーホールディングス株式会社  
サプライチェーン本部  
包括部長 岸 重信